

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の  
一部改正について

資料 4-1 「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定  
について」の一部改正について

(参考) サイバーセキュリティ戦略本部 名簿

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の一部改正について

〔令和 5 年 2 月 10 日  
内閣総理大臣決定〕

サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について(平成 27 年 7 月 22 日  
内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。

「経済安全保障担当大臣及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック  
競技大会担当大臣」を「経済安全保障担当大臣」に改める。

附 則

この決定は、令和 5 年 2 月 10 日から実施する。

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の一部改正について 新旧対照表

○サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について (下線部分は改正部分)

改定案	現 行
<p>サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 27 年 7 月 22 日〕 〔内閣総理大臣決定〕</p> <p>平成 27 年 10 月 23 日 一 部 改 正 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 正 令和 3 年 9 月 1 日 一 部 改 正 令和 3 年 12 月 14 日 一 部 改 正 令和 5 年 2 月 10 日 一 部 改 正案</p> <p>サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 30 条第 2 項第 7 号のサイバーセキュリティ戦略本部員として、<u>経済安全保障担当大臣</u>を指定する。</p>	<p>サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 27 年 7 月 22 日〕 〔内閣総理大臣決定〕</p> <p>平成 27 年 10 月 23 日 一 部 改 正 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 正 令和 3 年 9 月 1 日 一 部 改 正 令和 3 年 12 月 14 日 一 部 改 正</p> <p>サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 30 条第 2 項第 7 号のサイバーセキュリティ戦略本部員として、<u>経済安全保障担当大臣及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣</u>を指定する。</p>

## サイバーセキュリティ戦略本部 名簿

令和5年2月10日現在

本部長 内閣官房長官

副本部長 サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣

本部長 国家公安委員会委員長（※）

デジタル大臣

総務大臣

外務大臣

経済産業大臣

防衛大臣

経済安全保障担当大臣

上沼 紫野 弁護士（虎ノ門南法律事務所）

遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問

後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学学長

酒井 啓亘 京都大学大学院法学研究科教授

櫻井 敬子 学習院大学法学部教授

田中 孝司 KDDI株式会社代表取締役会長

土屋 大洋 慶應義塾大学大学院教授

松原 実穂子 日本電信電話株式会社チーフ・サイバーセキュリティ・ストラテジスト

村井 純 慶應義塾大学教授

（※）サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第30条第2項において、副本部長に充てられた者は、本部長から除かれるものとされている。